

沖縄県立中部病院
医業未収金回収業務委託仕様書（案）

1. 業務名

沖縄県立中部病院 医業未収金回収業務

2. 業務委託の目的

本業務は、民間事業者のノウハウ及び実績を活用し、円滑かつ効率的な債権回収を行い、医業未収金の縮減を図る事を目的とし、一般競争入札により当該事業を委託するものである。

3. 業務委託期間

令和3年4月5日から令和4年3月31日まで

4. 委託する債権

委託予定とする債権件数及び総額について、下記のとおりである。

債権名称	債務者数	債権数	委託対象金額
医業未収金	4,671人	10,213件	420,309,848円

※上記委託債権数・委託対象金額については令和3年3月時点のものであり、協議のうえ増減することがある。

※内容及び詳細については契約締結時において別途「委託未収金一覧表」にて示す。

5. 業務委託内容

委託する業務は、弁護士法第72条に抵触しない範囲で下記の業務を実施するものとする。

(1) 回収業務

① 債務者に対し、支払いの催告及び支払えない理由の確認に関する業務を行うこと。なお、業務を行うにあたっては、委託した債権の全て（所在調査を行ったにもかかわらず、居所不明のものを除く。）に対して回収業務を行うこと。（毎月600件以上）

② 債務者の死亡時における相続人調査及び相続人への支払催告及び相談業務

相続人調査を行うと共に、相続人へ債務者の債務に関する電話連絡、文書通知による支払い催告を行い、相続人の返済能力に応じた分割納付といった支払方法の相談業務を行うものとする。

③ 債務者及び債務に関する関係者より苦情が発生した場合、委託事業者にて

対応を行うものとする。

(2) 債務者の居所等の調査

居所が明らかでない債務者については、居所等の調査を実施するものとする。

(3) 訪問督促

居所が明らかである債務者について、訪問督促を実施するものとする。
(毎月 80 件以上)

(4) 集金代行業務

乙は、甲が指定する口座へ、毎月末日締めにて翌月 10 日までに、医業未収金の回収による乙の集金全額を振り込む。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。

(5) 定期報告事項

毎月末時点における以下の内容を記載した報告書を翌月 10 日までに作成し、電子媒体により当院へ報告を行うものとする。

- ① 債務者ごとの入金状況
- ② 債務者ごとの債権納付の交渉経過 (内容に変更がある場合はその都度)、債権回収履歴、相続人や居所、社会的弱者の判定等の調査事項の証拠資料及び記録、苦情発生状況等
- ③ 債務者ごとの訪問督促履歴
- ④ 毎月の交渉手段別件数 (架電件数、文書送付件数、訪問督促件数)

(6) 適時報告事項

- ① 委託した債権が回収不能であることが明らかとなった場合、戸籍・住民票等の証拠書類及び調査記録を添付し、回収不能報告書を提出するものとする。
- ② 未納者等とのトラブル・苦情等の発生した場合は、速やかに担当部署に報告すること。

6. 委託料 (委託請負事業者へ支払う成功報酬)

- (1) 委託料は、本委託事業により回収した各月の債権額に、成功報酬率を乗じた額を支払うものとする。(委託料算出の結果、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。)
- (2) 成功報酬率は、委託請負業者が入札書に記載する成功報酬とし、本委託契約時点をもって確定とする。
- (3) 分割和解時の報酬は、本契約時の未収金定義に従い、分割入金額に成功報酬

率を乗じて決定する。

- (4) 和解金額においては、甲から提出された債権残高を基本とし、この債権残高を下回る和解を行う場合は、甲の承諾を得ることとする。
- (5) 乙の提案によらず、甲の依頼に基づき法的回収を実施する場合は、甲から乙に事前に通知することとする。
- (6) 社会的弱者の判定は、乙にて行い、その判断理由を添えて甲に報告する。
- (7) 成功報酬について、乙が業務受託後に、直接甲に入金となった場合も対象とする。
- (8) 甲は、本契約終了時、和解後残高に対して、本契約終了後1ヶ月以内の入金額については、成功報酬を乙に支払う。

7. 委託料の支払方法

甲は、委託料の支払いを請求書受領後30日以内（金融機関が休業日にあたる場合は翌営業日）に乙へ支払うものとする。

（甲が指定する口座）

銀行名：琉球銀行..... 口座種別：.....

口座番号：.....

口座名義：.....

（乙が指定する口座）

銀行名：..... 口座種別：.....

口座番号：.....

口座名義：.....

8. 公金の徴収又は収納の委託

- (1) 委託請負業者は、徴収又は収納された公金の保管を安全に行うこと。
- (2) 委託請負業者は、公金の徴収又は収納に関する帳簿、書類等の検査依頼があった場合対応すること。

9. その他の留意事項

- (1) 委託請負事業者は、緊密な連携により、業務遂行を行うものとする。
- (2) 当仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

- (3) 委託請負事業者は、本委託業務で知り得た内容については「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、業務委託期間及び業務委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

委託未収金一覧

甲は、令和 年 月 日付「沖縄県立中部病院 医業未収金回収等業務委託契約書」に基づき、別紙リスト（電磁的リスト含む）に記された未収金の回収・管理を乙に委託します。

和解に至る場合、未収金を下回らない範囲内で、毎月の分割金や弁済期間などの和解内容については、乙に一任します。

令和 年 月 日

甲（業務委託者） 住 所 沖縄県うるま市字宮里281番地
商 号 沖縄県立中部病院
代表者 院長 玉城 和光 ㊞

乙（業務請負者） 住 所
商 号
代表者